

「(仮称) 新南大隅ウインドファーム計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社ジェイウインドが、鹿児島県肝属郡南大隅町において、最大で総出力19,500kWの風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

一方、本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在している。

また、想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカの生息が確認されているほか、想定区域及びその周辺は、サシバの主要な渡り経路となっている可能性がある。

さらに、想定区域及びその周辺は、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく霧島錦江湾国立公園の特別保護地区及び第2種特別地域に指定されているほか、想定区域及びその周辺には当該国立公園の利用施設計画に位置づけられている「九州自然歩道（歩道）」等の主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場が存在している。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音に係る環境影響

想定区域及びその周辺には、住居等が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

想定区域及びその周辺には、住居等が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカの生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故及び移動の阻害等による影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、サシバの主要な渡り経路となっている可能性があることから、渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 景観に対する影響

想定区域の周辺は、自然公園法に基づく霧島錦江湾国立公園の特別保護地区及び第2種特別地域に指定されているほか、当該国立公園の利用施設計画に位置づけられている「九州自然歩道（歩道）」等の主要な眺望点が存在している。本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観に対する重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により利用施設及び主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況並びに利用者の意見等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果も踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、これらの管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域の周辺は、自然公園法に基づく霧島錦江湾国立公園の特別保護地区及び第2種特別地域に指定されているほか、当該国立公園の利用施設計画に位置づけられている「九州自然歩道（歩道）」等が存在しており、直接改変による影響のほか、供用時の騒音及び風車の影並びに景観変化等による人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が懸念される。このため、「霧島錦江湾国立公園」の直接改変を原則回避する等の措置を講じ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用状況及び利用者の意見等を把握した上で、事業実施による影響を予測及び評価すること。さらに、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、これらの管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。